

手数料規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人佐久産業支援センター(以下「本センター」という。)が行なう相談・支援業務の手数料の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の種類)

第2条 この規程による手数料の種類は、「会員、会費及び負担金規則」で別途定める会員資格により、次のとおりとする。

- (1)会員指導手数料
- (2)非会員指導手数料
- (3)その他の手数料

(手数料の額)

第3条 会員の手数料は無料を原則（補助金等申請補助は除く）とするが、年度の合計8時間を超える場合は、別途相談にて決定する。

- 2 個別に指導・支援を求める会員は、内容に応じて個別に支援契約を結ぶことができる。
- 3 非会員は、指導の内容に応じて次の手数料を所定の期日までに納めなければならない。

項 目	金 額
1. 技術相談・支援手数料	3,000円/時間
2. 経営相談・指導手数料	3,000円/時間 ※難度の高い事項 5,000円/時間
3. その他の手数料	内容や難易度に応じて決定
4. 遅延手数料	振込日は翌月の20日とし、それ以降は一ヶ月遅れる毎に月手数料の10%を加算する。

但し、1回の相談については、2時間以内とする。2時間を超える場合は、別途相談にて決定する。

- 3 その他の手数料は、相談内容や難易度に応じて、逐次相談の上決定する。

(その他の手数料)

第4条 この規程に定めるもののほか手数料に関し、必要な事項は代表理事が別に定める。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は理事会の議決を経なければならない。

(附 則)

この規程は令和3年12月1日から改訂施行するものとする。

制定 2018年（平成30年）6月1日	制定Ver:001
改訂 2021年（令和3年）12月1日	改訂Ver:002